

新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第15号

新潟県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

新潟県宅地建物取引業法施行細則（昭和56年新潟県規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（従事者の変更の届出）</p> <p>第3条 宅地建物取引業者は、<u>省令第1条の2第1項第9号</u>に規定する名簿に記載された従事する者に変更があつた場合は、速やかに別記第2号様式による宅地建物取引業従事者変更届を知事に提出しなければならない。</p> <p>（閲覧の場所）</p> <p>第4条 法第10条に規定する宅地建物取引業者名簿及び同条に規定する<u>特定書類</u>（以下「取引業者名簿等」という。）は、土木部都市局建築住宅課に備え付け、一般の閲覧に供する。</p>	<p>（従事者の変更の届出）</p> <p>第3条 宅地建物取引業者は、<u>省令第1条の2第1項第8号</u>に規定する名簿に記載された従事する者に変更があつた場合は、速やかに別記第2号様式による宅地建物取引業従事者変更届を知事に提出しなければならない。</p> <p>（閲覧の場所）</p> <p>第4条 法第10条に規定する宅地建物取引業者名簿並びに<u>免許の申請及び法第9条の届出に係る書類</u>（以下「取引業者名簿等」という。）は、土木部都市局建築住宅課に備え付け、一般の閲覧に供する。</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。